

日本基督教女子青年会（日本 YWCA）と 女性参政権運動：1920 年代に注目して¹

佐藤 繭 香

1. はじめに

基督教女子青年会（YWCA）は、19 世紀後半にイギリスでエマ・ロバーツ（?-1877）とメアリー・ジェーン・キナード（1816-1888）の出会いにより 1855 年に誕生した。エマ・ロバーツは祈祷会を運営、一方でメアリー・ジェーン・キナードは若い女性のための宿舎を設立し、その施設を利用し、聖書クラスやカウンセリングなど働く女性のためのサービスを提供していた。「基督教の影響下において、リスペクタブルな若い女性たちが休息をとり、助言を求め、多様な種類の『和やかな』集会を楽しむ協会を設置する」²ことを目的とした YWCA の活動はイギリス中に拡散し、1884 年に英国各地の YWCA が英国連合中央委員会のもとで組織化されると、組織は世界へと広がっていった。イギリスに加え、アメリカ、ノルウェー、スウェーデン、カナダ、イタリア、インドにも YWCA が設立され、1898 年には第 1 回目の世界基督教女子青年会（World Young Women's Christian Association, 以下 WYWCA）大会が開催された。この時、17 カ国、326 名の代表が集まったという³。現在では、120 カ国以上に組織は拡大している⁴。

こうして全世界に拡大し続けてきた YWCA だったが、提供するサービスは国ごとによって異なった。1934 年のパンフレットには下記のように活動が紹介されている。

ある国では、[YWCA の] 名称はホステルを意味し、別の国ではクラブ、また別の国では雇用事務局、さらに別の国では聖書研究グループを意味する。体育教育、計画された娯楽やキャンプがまた別の国では特筆すべき特徴にな

り得る。⁵

この引用にあるように、YWCAは各国の状況に合わせその国に必要なと思われる事業を展開しており、それもYWCAが現在でも世界的に大きな組織であり続けられる理由なのかもしれない。基督教に基づいて女性のための事業をおこなってきたイギリスYWCAは、第一次世界大戦前までは、女性の母や妻としての家庭内での伝統的な役割を推奨し、フェミニスト的な女性の権利を求める運動とは一線を画していると語られてきた⁶。しかし、C.ボーモントは、イギリスYWCAは、戦間期には平和運動を推進し、女性たちの市民権教育や労働者教育に従事し、広義な意味での女性運動に寄与し、市民に根ざした政治行動を展開していたと再評価を試みている⁷。イギリス女性参政権運動史の文脈においてもYWCAの関わりは言及されてこなかったが、ボーモントによると、1918年にイギリスで30歳以上の一部の女性たちに選挙権が与えられた際には、イギリスYWCAは、女性参政権を妻や母としての役割を発揮できる「完全な政治的市民権への女性の権利」であると歓迎し、さらに、1921年には、男女平等の普通選挙権を求める平等市民権協会全国連合(NUSEC)の決議に賛同した。そして、1920年代を通して男女平等の普通選挙権を求め続けたという⁸。

イギリスYWCAの動きと同じように、WYWCAが国際的な女性参政権運動に間接的につながりを持ったのもこの頃である。国際女性参政権同盟(IWSA)の機関誌『参政権(Jus Suffragii)』の1921年1月号よりWYWCAの報告が付録として付くようになった。その最初の号には、下記のように説明されている。

我々は、今月、最初の世界基督教女子青年会の付録第一号を掲載します。国際女性参政権同盟は、ここに書かれた、または他の付録に書かれた事柄にいかなる責任を持っているわけではありませんが、我々はあらゆる購読者と名誉会員が、この素晴らしい国際的な組織の活動に温かく興味を持ち、我々の機関誌への真に有用で興味深い補足として歓迎して下さるだろうと信じています。⁹

日本基督教女子青年会（日本YWCA）と女性参政権運動：1920年代に注目して 佐藤 蘭香
IWSAの機関誌に付録をつけたということは、国際的に女性参政権を拡げていこうとしているIWSAの活動に少なくともWYWCAは賛同していたことを意味している。

では、戦間期において、WYWCAやイギリスYWCAが女性参政権を歓迎し、女性の市民権の一部としてさらに男女平等の普通選挙権を求め、国際的な女性参政権運動の一角を担った中、日本YWCAはどのような立ち位置をとったのだろうか。

まず、日本YWCAは女性運動の中でどのように評価されてきたのかを見てみよう。石月静恵による『戦間期の女性運動』の中には日本YWCAはほぼ登場しない¹⁰。1988年4月の『婦人新報』に「女性史における矯風会とYWCA」という短い論稿が掲載されている。その論稿では、「矯風会とYWCAと、どちらが具体性を持って女性解放と女性の人権確立に寄与してきたかといえば、当然ながら矯風会であることは論をまたない」と論じられるものの、同時にYWCAは、「キリスト教の立場から集団形成しながら、なおかつ個の確立の思想を試行錯誤しめざしてきた〈思想運動〉…の女性団体」であったと述べている¹¹。女性の意識改革を女性たちに促してきた女性組織という評価である。中本かほるは、市のYWCAとして1905年に設立された東京YWCAによる戦間期の女子青年教育の目的とその成果について、異なる階層や環境の青年たちを集団活動の中で交流させ、「個々の人間的成長と社会的自立を促していた」とし、東京YWCAの教育を「リベラルな特徴」を持ち、「男女平等の主体者としての女子教育の取り組みが既に実践されていたと言えるもの」と説明している¹²。中本の研究からは、東京YWCAが女性解放を意図していた組織であったことが窺える。武田清子は、YWCAは「抽象的な課題を使命」としつつも、「女性の自立と人間形成、社会的活動への参加を重視するという意味で」、広義の女性運動の目的も担っている組織であると説明する¹³。

では日本の女性参政権運動史におけるYWCAの存在はどのように記述されてきたのだろうか。残念ながらその存在感は薄いと言わざるを得ない。児玉勝子による『婦人参政権運動小史』では、女性参政権運動を日露戦争終了後あたりから

満州事変勃発あたりまでと捉えており、特に1924年に市川房枝らが中心となって創立された婦人参政権獲得期成同盟会（のちの婦選獲得同盟）が主要な運動の推進団体として紹介され、基督教婦人矯風会は取り上げられるものの日本YWCAは取り上げられていない¹⁴。しかしながら、日本YWCAも参政権運動と無関係ではなかった。第一回全日本婦選大会が、1930年4月27日に婦選獲得同盟の主催、そして6の女性組織の後援のもと開催されたが、日本YWCAはそのうちのひとつであった¹⁵。日本YWCAが後援を引き受けるためには、組織の中で女性参政権に対する理解が広まっていなければ難しかっただろうと推測できる。

では、いつから女性参政権が日本YWCAの組織内で話題にされるようになったのだろうか。本稿では、日本YWCAを取り上げ、WYWCAなどの海外組織と接点のあったこの組織が、1920年代の女性参政権運動の盛り上がりの中で、女性参政権という問題とどのように接点を持ったのか、日本YWCAの女性参政権運動の中での立ち位置を明らかにするとともに、女性たちの教育、そして女性たちのための社会改良を求めた広義な意味での女性運動に寄与してきたことを確認したい。

2. 日本YWCAの誕生

WYWCAの総幹事アニー・M・レイノルズが1900年来日すると、10月には創立委員会が組織された。活動が活発になったのは、1904年12月にカナダ生まれのキャロライン・マクドナルド（1874-1931）が来日してからである¹⁶。このマクドナルドが、1906年に設立された日本YWCAの総幹事に就任する。

そもそも日本YWCAの初代総幹事を勤めたキャロライン・マクドナルドは、女性参政権についてどう考えていたのだろうか。1912年の初頭には参政権論者であると宣言していたそうである。それ以前は、理由は明らかにされていないが参政権論者ではないと言及していた¹⁷。20世紀初めといえば、イギリスではエメリン・パンクハースト夫人（1858-1928）率いる女性社会政治同盟の投石による窓ガラスの破壊や郵便物や建物などへの放火なども含む戦闘的な活動が始まっていた。1910年までに女性参政権を達成できていたのは、オーストラリア、ニュー

日本基督教女子青年会（日本YWCA）と女性参政権運動：1920年代に注目して 佐藤 蘭香
ジランド、フィンランドだけであった。日本では、1890年に公布された集会及政社法で女性の政治運動は禁止されており、それは1900年に制定された治安警察法の第5条第一項、第二項で婦人の結社権、政談への参加の禁止へと受け継がれた¹⁸。さらに1898年には明治民法が制定され、「家」の統率者は戸主と定められ、妻は「法的に無能力者」とされている¹⁹。そうした状況の中で、日本における女性参政権は遠い目標であった。

しかし、日本で女性参政権が全く議論の俎上に登らなかったといえそうではない。19世紀後半に盛り上がった自由民権運動の中では、女性参政権についても主張がされた²⁰。日本の基督教界でも、YWCAと同じく基督教を基盤とする女性団体である東京婦人矯風会、のちの日本基督教婦人矯風会による『東京婦人矯風雑誌』には早くも1890年代からアメリカやイギリスの女性参政権の話題が記事として掲載されていた²¹。

では設立初期の日本YWCAでは、女性参政権などの女性の権利に関する議論されたのかといえば、それは時期尚早であったといわざるを得ない。日本YWCAは、まずは、活動を軌道に載せなければならなかったからである。1905年に設立された日本YWCAは、少数の女子学生への働きかけから始めた。マクドナルドの住居となっていた麴町にあった西洋館の広間を使用し、女学校の学生を集め、聖書研究会などをはじめたが、学生同士の社会性がなく、交流がうまくいかなかったそうである²²。しかし、次第に女学生を通して活動を広げ、1906年の夏には、夏季修養会を開催し、30校から143名の学生を集めるようになった²³。日本YWCAは、学生への働きかけと機関誌の刊行、東京YWCAは学生寄宿事業、社会事業、職業教育などを担当した²⁴。

設立当初、YWCAが働きかけていた日本の女学生らはどのような学生だったのだろうか。のちに日本YWCAの日本人初の創幹事となる河井道(1877-1953)は、1910年4月のイギリスYWCAの機関誌『我らの見識(Our Outlook)』で、日本の女学生について、心が弱く、誘惑に弱いと評しており、だからこそ日本人の女学生に働きかけることの重要性を強調し、女学生が自立し、他者に奉仕するためには「生命力」が必要であると述べている²⁵。つまり、日本女性たちは、女性

参政権などの政治思想を議論する状態になかったということだろう。

1900年に女子英学塾、のちの津田塾大学を創立し、1905年に結成された東京YWCAの会長津田梅子(1864-1929)は、女性参政権は「時期尚早である」と述べている。これは、1912年10月に来日したIWSA会長のキャリー・チャップマン・キャット(1859-1947)と会談した際に伝えた言葉である。

彼女(キャット氏)は日本の進歩的な女性と会うことを希望していました。私共何名かが彼女と大変興味深い会談のひとつを持ちました。キャット氏の依頼で、彼女の質問について、日本の婦人の状況や(参政権についての)私共の考えを文書で表明いたしました。日本の婦人は参政権にはまだ準備が整っておらず、時期尚早であると回答しましたが、私共の回答は超保守の立場の人たちにでさえ非難されないように、慎重に考慮し、ことばを選んだ声明であったように思います。²⁶

高橋裕子は、津田が女性参政権についてこのように述べたことについて、「女子英学塾の塾長として、守らなければならない塾の評判、対面があったのではないか」と指摘している²⁷。のちに、津田は婦選獲得同盟に加わっており、女性参政権に反対の立場ではなかった²⁸。しかし、「時期尚早」と発言した1912年ごろは、まだ女性参政権という概念が、日本社会に受け入れられてはいなかったことが窺える。津田は1915年に『プリンマー大学卒業生季刊誌』に寄稿し、プリンマー大学の学長M. ケアリ・トマス(1857-1935)の女性参政権に関する演説を手元に置いていることに触れ、日本は、女性の問題に関しては保守的であるが、「西洋の最も急進的な思想が流入し、我々の特定の一部の人々に影響を与えているのです」と述べている。さらに、女性の政治参加に反対する人々は、「女性はあまりに情熱的で、興奮しやすく、問題を起こすといいますが、そうした理由はイギリスのサフラジェットに当てはまるものであり、穏やかで控えめで保守的な小さなレディである私たちに当てはまることではありません。中には見た目よりも強く、時に興奮してしまう方もいらっしゃいますが」と述べ、日本人女性は「穏やかで

日本基督教女子青年会（日本YWCA）と女性参政権運動：1920年代に注目して 佐藤 繭香
控えめで保守的」なため、治安警察法が改正され政治参加が可能になっても問題は起きないと反論した²⁹。実際、女性参政権運動が最も活発であったイギリスでは、ちょうどこの頃、戦闘派といわれる女性社会政治同盟が様々な戦闘的活動を繰り広げ、女性らしさから逸脱した行動であるとして社会から猛烈な批判を受けていた。新聞記者で、大正デモクラシーの論客長谷川如是閑（1875-1969）は、女性参政権にも賛成していたが、『倫敦！倫敦？』の中で女性社会政治同盟が1910年にロンドンで行なった行進について描写し、女性参政権活動家について「心理的に男性になっている女子」と辛口で描写している³⁰。

津田梅子は、トマスの女性参政権に関する演説の翻訳を読んだと推測できるが、1915年にはイギリスの穏健派の女性参政権組織である、女性参政権協会全国同盟（NUWSS）の会長ミリセント・ガレット・フォーセット（1847-1929）が1912年に出版した『女性参政権：偉大な運動の小史』が福永挽歌の訳により『婦人参政権運動』として翻訳出版されている³¹。このように、日本でも海外の女性参政権運動に関する書籍が一般でも手に入るようになっていた。津田がいうように「特定の一部」の人々は、女性参政権という大義を知る環境は日本にも整っていた。

3. 日本YWCAと女性参政権運動の最初の接点

1920年代の海外の女性参政権運動との接点は、日本の場合、基督教婦人矯風会のガントレット恒子（1873-1953）のイギリス訪問がきっかけとなった。1920年4月、矢嶋揖子（1833-1925）とともに、ロンドンで開催される第10回世界婦人矯風会会議に出席したガントレットは、同年6月にスイスのジュネーブで開催予定であった第8回IWSA会議に誘われた³²。そこでガントレットは、「私共が四年前に参政権を持つてゐたらこの戦争〔第一次世界大戦〕は防ぎ得られたのではないだらうか、戦争こそは家庭の破壊である」と世界平和のためにも女性参政権の必要性を訴えるドイツ代表の発言に感銘を受け、「今までの漠然とした婦人参政権に対する自分の考へ方を恥ぢる気持ちになつた」と書き残している³³。その後、帰国したガントレットは基督教婦人矯風会に女性参政権の必要性を訴え、そ

の内部に日本婦人参政権協会を設立し、IWSA とのつながりを保った。

実は、ガントレットが女性参政権の必要性に気づいた第8回IWSA 会議に、のちに日本YWCAの日本人初の創幹事となった河井道も出席していた。河井は、『わたしのランターン』で次のようにその思い出を記述している。

その後わたしがジュネーヴに行ったとき、偶然、国際参政権連盟 [IWSA] の会議の開催中にぶつかった。そこであのすばらしいキャリー・チャップマン・キャット夫人の話を聞く機会を得た。ところが、東洋の代表の演説のために一夕がもうけられて、日本の有名な社会事業家ガントレット・ヤマダ・恒子夫人と、金糸銀糸でキラキラ豪華な服装をした七人のヒンズー貴婦人と一緒にわたしも講壇に立たされた。その中には有名な女流詩人ナイドュー夫人がいたが、彼女は芸術家らしい身ぶりで雄弁に語った。またヒンズーの婦人弁護士も話をした。これはわたしにとって最初の婦人参政権の会合であった。そしてキャット夫人の率直な話し方にわたしは心打たれた。「ジュネーブのみなさま」と彼女の澄んだ声がひびきわたった。「この東洋の姉妹たちはすでに公民権を持っていることをご存じですか。ジュネーヴの婦人のみなさま、日本が婦人参政権獲得のために努力していることをご存知ですか。世界中からいらっしゃったみなさま、どうしてみなさまは婦人の参政権を拒まれるのですか。」³⁴

インドはすでに女性参政権が認められており、日本では、1920年3月28日に女性参政権を求める運動を始めて行なったといわれる新婦人協会の発会式が平塚らいてう(1886-1971)、市川房枝(1893-1981)、奥むめお(1895-1997)によって行われていた³⁵。河井が聞いたキャットの「日本が婦人参政権獲得のため努力している」とはこうした日本の状況に言及しているのかもしれない。こうして最初の女性参政権の会合を経験した河井道は、イギリスYWCAの機関誌『女性の見解(Woman's Outlook)』8月号において日本YWCAを紹介しており、その際に、参政権についても言及した。

日本はとても進歩的です。特に日本の女性たちは。彼女たちは西洋の国々の女性たちが世界の問題や国の問題に参加していることを聞き、日本には参政権運動さえないといいます。しかし、古い仕組みは今にも壊れそうで、そしてその時が来れば、「その倒れ方はひどいのです」。YWCAは、この変化をもたらすために助力しております。³⁶

河井は、日本で女性参政権が実現する未来のためにYWCAは「助力している」と述べている³⁷。1920年5月・6月合併号のIWSAの機関誌『参政権』では、当時、ロンドン大学に留学していた、1918年から41年まで東京YWCAの会長を勤めた福沢諭吉の四女、志立タキの娘、志立やながインタビューに答えた。「日本の女性は幸せなのか、不幸せなのか」という問いに対して、「彼女たちはもしかしたら、どの女性よりも最も不幸な状態にあるかもしれません」と回答しつつも、日本にもYWCAがあり、YWCAが女性たちに新しい考えを提供し、工女たちにはホステルを提供し、「真の光明の中心」となっていると述べた³⁸。ここで志立が言及している「新しい考え」の中に女性参政権も入っていたかは断言できないが、河井の発言もあわせると、IWSAなどの国際的な女性運動の影響を受け、海外と接点のあった日本YWCAのメンバーには、日本YWCAが日本の女性たちの解放を担う役目を持っているという意識があったことがわかる。中本によると、1861年から1912年にかけて、創設期の日本のYWCAの関係者で、奨学金をもらって海外渡航した人物が7名、自主渡航が34名いる³⁹。その中には、アメリカのプリンマー大学、シカゴ大学、コロンビア大学、マウントホリヨーク大学などへの留学を経験した女性たちもいた。ヴァラ・マッキーは、1880年代から1930年代まで、日本と欧米の間には国際的なネットワークがあり、それは、赤十字、YWCAそして、基督教矯風会が、欧米の基督教徒との形成していたネットワークであったと説明している⁴⁰。前述したように1921年からはIWSAの機関誌にWYWCAの活動記録が付録として付くようになったことも考えると、海外との接点があり、WYWCAにも1906年に加盟していた日本YWCAの中心メンバーたちは、女性参政権獲得をイギリスやアメリカのようになすべき未来として潜在

的に描いていたのではないだろうか。

4. 『女子青年界』と女性参政権

では、日本YWCAの機関誌『女子青年界』は、女性参政権という問題をどのように扱っていたのかをみていきたい。日本YWCAは、1920年には約5,000名の会員がいる組織となっていた⁴¹。東京（1905）、横浜（1916）、神戸（1920）に組織も広がっていた⁴²。『女子青年界』は、日本YWCAの機関誌であり、1904年に『明治の女子』として刊行され、1912年に改名し、1944年まで続いた⁴³。1914年には部数が1200部まで増加した⁴⁴。

1922年3月に治安警察法5条の改正案が議会で通過する頃、『女子青年界』では男性の専門家による何らかのトピックの解説をした記事の中に女性参政権への言及が見られるようになった。1922年2月には岡崎應介による「法律講話」シリーズの「婦人と法律」の中で、女性が社会の弱者とされるのは「生活用具」である法律の知識を身につけていないからであると説き、知識を学ぶ必要性を主張している。その中で、自由平等は基督教徒の綱領であるため、女子教育の進歩と共に、男性と同様に社会の一員として能力も男性に劣らないと女性の自覚が芽生えれば、それが女性の解放運動へとつながっていくことは「疑を挟む餘地もないのであります」ということが述べられた⁴⁵。

同じ号には、小島茂雄による「平和と婦人」という記事も掲載されている⁴⁶。この記事は、1918年から19年にかけて『婦人公論』などの媒体で行われた与謝野晶子（1878-1942）、平塚らいてう（1886-1971）、山川菊栄（1890-1980）、山田わか（1879-1957）の母性保護論争を一部取り上げている。小島は山田わかの母性主義を強く批判する一方で、与謝野晶子に「殆んど無条件に」同意すると述べる。山田は、女性には母という役目があるため、女性の職業は「母性の力を破壊しない範疇に止めなければならないもの」とし、女性を社会の「心理的中心」に切り替えなければならないと主張するが、小島はそれには偏りがあると批判する。女性と男性をともに「人」として扱う必要があり、母性中心主義を批判し、女性が男性と同様何にでもなれる可能性を主張する与謝野を支持している。さらに、

日本基督教女子青年会（日本YWCA）と女性参政権運動：1920年代に注目して 佐藤 繭香

「私は最近平和と婦人との問題を云爲するもの、中に、某女史 [おそらく山田わかのこと] の如く、平和唱導の根據を母性に置いて平和を婦人の専賣の如く論ずるものあるを見て聊か啞然たる感を持つのである」と述べ⁴⁷、女性の特性と平和を結びつける考え方に異を唱えた。1920年代を通して、『女子青年界』には女性は平和をになう性であるとする立場の記事はよく掲載されているため、小島の意見はそうした論調とは異なる。しかし、こうした異なる意見の掲載が、『女子青年界』の特徴とも言える。というのも、治安警察法の第5条が改正され、女性参政権運動が活性化した時期にも、女性参政権に対する異なるアプローチの記事が見られるからである。

治安警察法第5条が改正された翌年、1923年2月になると、男性の普通選挙権を求めるデモには、女性の姿も見られるようになったという。社会主義者ではない女性たちも初の本格的なデモを行った⁴⁸。この月に発行された『女子青年界』の中で、大正デモクラシーの理論的支柱となった民本主義を唱えた吉野作造(1878-1933)も記事を寄せている。吉野は、議会について解説し、男性の普通選挙権に関して、中心勢力である政友会にとって有権者が拡大することは有利にならないため、やらないだろうと述べつつ、「限られたる程度に於いての、例へば婦人参政権と言ふような大勢にさしたる影響のない人気問題は手をつけるかもしれぬ」と希望を持たせた。吉野のこの発言からは、女性参政権に反対ではないものの、男性の普通選挙権の方に吉野の関心はあるように読める。吉野が1916年に執筆した『婦人問題』では、「最大の自由」を得るためには男女の差異を認める必要性を受け止めなければならないと説き、1919年の『普通選挙論』では、女性にも参政権を与えるべきではあると述べつつ、まだ時期尚早であるとして「別問題として置く」と結論づけられ、あまり真剣に検討されていない⁴⁹。

3月号にはオリブ・シュライナーによる『女性と労働』を翻訳し⁵⁰、『讀賣新聞』や『婦女新聞』などの媒体に女性問題について記事を多数寄稿していた高野重三による「我國の婦人論と其運動」という記事が掲載された。高野は、国家は男女の両性によって担われており、男女の協力が国家の発展、平和につながるとする。高野にとって、国家の一員としても主婦としても女性参政権は「要求する可き権

利」であり、早急な実現が望まれるものである⁵¹。国家の発展、また特に平和のための女性参政権という主張は、1920年代後半も『女子青年界』でよくみられる論調である。

興味深いのは、1922年も1923年も『女子青年界』に掲載されたのは男性の専門家による記事であるということである。すでに基督教婦人矯風会の久布白落実(1882-1972)やガントレット恒子は女性参政権に関心を持っており、『婦人新報』などにイギリスの女性参政権運動を紹介する記事を執筆しているため、同じキリスト教を基盤とした矯風会とYWCAの近い関係を考えれば、そうした記事の寄稿を依頼することも可能であったはずである。治安警察法第5条が撤廃されていない状況下では、女性に記事を依頼することは難しい状況があったかもしれないが、撤廃された1923年になってもYWCAの会員も含め、女性が記事を書いていないことから、少なくともYWCA内部では男性の専門家という権威からその必要性、正当性を語ってもらう必要があった繊細なトピックだったと考えられる。

治安警察法第5条が一部改正され1922年4月より女性の政治集会参加が違法ではなくなると、女性組織が数多く結成された。関東大震災が勃発すると、そうした女性組織は復興活動に従事し、1923年9月の終わりに43の団体による東京連合婦人会が結成された。東京連合婦人会の政治部の長でもあった基督教婦人矯風会の久布白落実によって女性の政治的権利について話し合う会議が呼びかけられ、1924年12月13日に婦人参政権獲得期成同盟会が結成された⁵²。この日の大会には、実は、日本YWCAの河井道も出席し、話をしているという記録がある⁵³。これ以後、この組織が、下記の3つの目標を掲げ、女性参政権運動を主導していくことになった。

- 一、治安警察法第五条第一項中から「五、女子」を削除し、婦人も政治結社に加入できるようにすること
- 二、市制、町村制を改正して、婦人にも公民権を与えること
- 三、衆議院議員選挙法を改正し、婦人にも男子と同様の選挙権、被選挙権を与えること⁵⁴

日本基督教女子青年会（日本YWCA）と女性参政権運動：1920年代に注目して 佐藤 繭香

婦人参政権獲得期成同盟は、1925年に婦選獲得同盟と名前を変え、請願運動や調査研究、機関誌『婦選』を発刊するなど運動を主導した⁵⁵。日本YWCAがこの婦選獲得同盟とどのように連携していたのかは定かではない。その中で『女子青年界』には、婦選獲得同盟の総務理事になった久布白落実や会務理事の市川房枝の名前が次第に登場するようになる。1925年2月に普通選挙法が議会を通過し、25歳以上の男性は衆議院の選挙権、そして30歳以上に被選挙権が与えられた⁵⁶。これ以降、『女子青年界』にも特に女性参政権に言及した記事がさらに散見されるようになっていった。ただ、そうした女性参政権に言及した記事においては、女性参政権の必要性を論じる論理が全て同じというわけではなかった。

女性参政権が女性になぜ必要なのかということを説明する理由づけとして、1920年代の『女子青年界』には、異なる意見が登場する。基督教を基盤とした母や妻としての伝統的な女性像のもとに、女性参政権を求め、世の中をよくするために使用すると訴えているものもあれば、男女同権を基盤として女性参政権を訴えているものもある。『女子青年界』には、女性の権利に対する異なる考え方が並列して存在する。

河井道と久布白落実は、基督教を基盤に、母や妻、男性と異なる特性から参政権の必要性を訴えた。河井道は、1925年2月号の巻頭記事「権利と責任」で、権利と考えると人はそれを大事にしないが、「恩恵であり委任である」と考えると人はそれを貴重なものとして大事にすると説明し、妻、母としての役割を女性の「大責任」と定義する。さらに女性参政権について下記のように述べた。

婦人参政権も神の恩恵として神に選出されし婦人が取り扱ふ時は必ずしも正鵠を誤らず國家にも個人にも眞の幸福が増進いたすことを信じます。上述の如き考が無くしての参政権獲得は男女に拘らず私共基督者は避くべきものでありますさればとて短衣散髪、愚論争論が婦人参政権と並行するなどとの盲目な結論に惑はされず、眞面目に婦人問題を習ふ必要があります。而して若き姉妹達は、不益な小説や有害な活動寫眞に使ふ時間と金銭とを、もつと眞面目な方に用ゐて、將來貴方方の世のなる時にはより賢くかつ善良なる市民

とし、國民としての責任を今から少しづつ、でも果たす御準備をして下さい。⁵⁷

河井は、「眞面目」に学び、生活を正し、参政権を「恩恵」として得られた際には市民としての責任を果たすよう女性たちに訴えかけている⁵⁸。禁酒と廃娼運動を主導している基督教婦人矯風会の久布白落實は、現在の社会で解決しなければならない問題は、「第一は酒、第二は男女間の純潔、第三は戦争」の問題であると指摘し、これらの問題を取り除くためにこそ女性に参政権が必要であると論じる。久布白は、さらに「我々婦人が國家社會の妻として母として生きて行く爲に力が必要である」と女性の妻、母としての役割を全うするための参政権を訴えた⁵⁹。この二人の主張からは、基督教を基盤とした考えが見て取れる。女性には道徳的な善を求め、その善を全うし、社会に広げるための女性参政権なのである。実は久布白による記事は、7月16日に開催された日本YWCAの専門部修養会の講演をまとめたものとなっており、日本YWCAは女性参政権について会員にそうした教育をしているということになる。

日本YWCAの特徴としてさらに挙げられるのは、前述した小川による記事を例外として、女性は平和の性であると教育をしていることである。日本YWCAが主催した8月12日の有職婦人修養会では「社會分化と婦人文化の創造」という講演が行われ、「世界平和の維持には大いに婦人の手に俟つべきものがある。男子の文化は争鬪確執の歴史であつた。然し平和は婦人の双肩にかゝつてゐる」と結論づけている⁶⁰。さらに1926年5月にパリで開催されたIWSAの第10回大会で「婦人の國際聯盟に対する協働」が議題となり、「全世界の平和と秩序を保つ爲めに協力する方法として、國際聯盟を擁護し、之を支持せねばならぬ」と会長のアシュビーが宣言したことを紹介する記事もある。その記事ではジュネーブの國際連盟事務局に勤務していた青木節一が、女性たちが國際心を子どもたちに教育することと国家間の紛争解決に女性も参加できるよう女性参政権の獲得に努力しなければならないと訴えている⁶¹。そのほかにも國際平和に関する記事は『女子青年界』の中に散見されるが、1920年代は日本でも1921年5月にYWCAの河井道も関与した婦人平和協會が設立されるなど、平和運動も広がった時期であ

日本基督教女子青年会（日本YWCA）と女性参政権運動：1920年代に注目して 佐藤 蘭香
る⁶²。特に1928年8月に開催された太平洋地域における初めての国際的な女性会議である汎太平洋女性会議（Pan-Pacific Women's Conference）には日本YWCAからは藤田たきが参加し、報告記事を掲載しているように、平和は日本YWCAにとって重要なトピックであった。

一方で、婦選獲得同盟の市川房枝に代表されるような、男女同権を信条とし、女性解放、権利拡大のための女性参政権を主張する記事も『女子青年界』に登場した。市川房枝のインタビュー記事では、市川は、「これまでの女性が無能無力であるといふことは、...せつかく能力をもつて居つてもそれをはたらかせる機会とか社会といふやうなものが與へられて居なかつたといふ點も大に考へなければならぬと思ひます」と答え、社会によって女性が無能力とされてきたという点を指摘している。また、田川大吉郎（1869-1947）は、衆議院議員として第54帝国議会（1927年12月26日-1928年1月21日）で婦人参政権法案を提出し、婦選獲得同盟が主催した政治講座の講師も務めているが、『女子青年界』には1920年代を通して幾度も記事を寄せている⁶³。ある記事の中で、田川は自身が女性参政権の「賛成者といふよりは、寧ろ主張者」であると述べつつ、イギリスを例に出し、音楽や文学、美術、教育、実業、学問などの方面でも男性と同等にできるようになり、政治の分野でも女性の参入が進むと議論した。このように、市川や田川のように男女同権から女性参政権を説く記事もある。記事だけでなく、市川は、1929年7月に専門学校部夏期修養会で公民権と女性参政権の問題について講義をしている⁶⁴。したがって、男女同権の立場からの女性参政権についてもYWCAは否定していない。

では、最後に、無産女性の立場から女性参政権を求める記事は『女子青年界』にはあつたらうかということのみていきたい。日本YWCAは設立当初から、工女に働きかけるなど、労働者の女性たちとも関わってきた組織である。日本YWCAの1927年の第1回全国総会では、「同盟に婦人労働問題研究に関する研究・調査部を置く」ことが決議され、講演会が研究会による調査研究が行われることになった⁶⁵。そのため、『女子青年界』には、女性の労働問題を解説した記事は数多く見受けられる。しかし、女性参政権と直接的に結びつけて議論している

ものはほとんどない。

1927年2月の日本女子大学教授でもある正田淑子による「婦人解放と職業問題」という記事では、聖書に登場するアダムとイヴを振り返り、そこでも「女子は男子と同様、働くべき使命を與へられ」ており、家庭を支え、国家を支えるためにも労働が必要であると主張した。その上で、女性の解放は、女性が経済的独立を得なければ精神的にも物質的にも不可能であると議論する。女性は働くことで物質的自由を得ることができ、それが精神的自由にもつながるのである⁶⁶。正田は参政権については言及していないが、経済的自立を促す労働が女性解放につながるといふ議論は、与謝野晶子が母性保護論争で繰り広げた議論と似通っている。これは、日本YWCAが女性の役割を母や妻だけに限定していなかったことを示している。

その他に、永井亨による「労働問題と婦人問題」という記事がある。永井は、1925年に『婦人問題研究』を出している社会政策学者である⁶⁷。永井は、『女子青年界』の記事の中で女性参政権に賛成しているが、女性の労働問題とは、男女の性的機能の違いから生じている部分もあり、女性の権利の問題でもあるため女性問題でもあるが、労働問題である以上、階級の問題でもあると述べる⁶⁸。1925年には、細井和喜蔵による『女工哀史』が出版されていることからわかるように⁶⁹、女工たちの長時間労働、健康被害、低賃金の問題はよく知られていた。無産女性たちの問題は、参政権だけでは解決しないということを示唆している。この記事の2ヶ月後には、『女子青年界』の中で日本YWCAの労働調査部講演会の内容を掲載しているが、その講演の中で、内務省社会局監督課長の北岡壽逸が、女性労働者のための保護立法を考案するとき、「社会的識者が男であると云ふことは喜ばしいことではない」と述べ、無産女性たちの意見を直接聞く機会はないため、「皆様の様な活動力に富んだ人達の力で大いに輿論を起して戴き、民間の力を以て」女性たちの保護立法の作成が行われることを訴えている。女性参政権ということまでは言及していないが、民間の運動から政策へと影響を与えてほしいという広義な意味での女性の政治参加を女性に求めていると言える。

5. 終わりに

本稿では、日本YWCAが1920年代の婦選獲得同盟に主導された女性参政権運動の盛り上がりの中で、どのような立ち位置であったのか、主に『女子青年界』で取り上げられる記事を使用し確認してきた。明らかになったのは、女性参政権の獲得には賛成しているが、同時にその理由づけは様々であったということである。河井のように基督教の信仰を基盤に女性には善を求め、母や妻としての善をなすための社会改良の道具としての女性参政権、市川のように男女同権を基盤にした市民権としての女性参政権、そして、1920年代の後半には、女性参政権に必ずしも結びつけてはいないが、無産女性の労働者たちが置かれている状況の改善に女性たちの積極的な関与を求めている。異なる組織からの様々な立場の意見、そして、特に男性の専門家らに依頼した記事を『女子青年界』に掲載している事実は、日本YWCAの党派制を持たないリベラルで寛容な姿勢をあらわしているとともに、当時、国内外で議論されていた様々な女性問題について学び、会員を教育したいという思いもあらわれている。

1927年6月の『女子青年界』に「有閑婦人は何をなすべきか」という座談会を収録した記事がある。その中で、翻訳家として知られている村岡花子がYWCAについて、YWCAには後援をしている「奥方様」がいるので、「女子青年会も或る意味から言つたら有閑階級の婦人達の活動機關とも申せまさうね」と述べている。さらに村岡は、「有閑階級の人たちは職業を持つといふことを恥ずかしく思つて居る傾がありはしませんでせうか」と問いかけ、小林たま子が「まだ職業を申しむ傾向があります」と返答している⁷⁰。そしてさらに、座談会の話は、有閑階級の女性たちを教育しなければならないという議論に続いていく。この座談会の小さなエピソードからも、日本YWCAの指導部層の啓蒙的な姿勢が垣間見える。同時に、日本YWCAが有閑階級と知的エリート女性によって指導され、後援されている組織であることも窺える。

1928年には、男子普通選挙制度のもと最初の選挙が行われた。それに合わせ、婦選獲得同盟も女性参政権に賛成する議員の選挙運動に協力するなど運動を活性化させていった。1929年7月には、民政党の浜口雄幸内閣が発足すると、浜口

は経済緊縮政策のために東京連合婦人会の協力を仰いだ。バーバラ・モロニーによると、「これまでよりも好意的で、ともに活動しやすい」内閣で、それを裏付けるように、12月には、日本女子大学で行われた講演で、浜口自身が、今や女性の権利を認めるときであると述べ、女性たちに希望を抱かせた⁷¹。そうした、1929年10月17日に開催された日本YWCAの第3回全国総会では、女性の参政権と公民権獲得に賛成するという決議がなされた⁷²。それが第一回全日本婦選大会の後援にも繋がったのであった。日本YWCAは、その前年、1928年にはホルルで開催された汎太平洋女性会議にも代表を送っている。この会議には婦選獲得同盟や基督婦人矯風会からも代表が出席しており、婦選獲得同盟や基督教婦人矯風会同様に、国際的な女性運動の中に日本YWCAも自らを置いていた。1920年代の女性参政権運動においては、日本YWCAは、婦選獲得同盟のように主役ではなかったかもしれないが、『女子青年界』の記事を見れば、その組織の女性たちへの啓蒙活動は女性参政権運動の一端を担っていたといえるのではないか。

[註]

- ¹ 本稿を執筆するにあたって日本キリスト教女子青年会から世界YWCA書簡集などの史料をご提供いただいた。感謝申し上げます。本稿は、研究ノート「日本キリスト教女子青年会（日本YWCA）と女性参政権～『女子青年界』に注目して～」『津田塾大学言語文化研究所報』37号、2022年、pp.32-41に加筆、修正を加えたものである。また、本研究は、JSPS科研費19K20588の助成を受けた。
- ² *The Times*, 3 April 1878. (Catriona Beaumont, "Fighting for the 'Privileges of Citizenship': the Young Women's Christian Association (YWCA), feminism and the women's movement, 1928-1945", *Women's History Review*, Vol. 23, No. 3, p.466).
- ³ 日本YWCA100年史編集委員会編『日本YWCA100年史-女性の自立をもとめて 1905-2005』日本YWCA、2005年、p.2。
- ⁴ "About YWCA USA". <https://www.ywca.org/about/world-ywca/> (8Dec 2023).
- ⁵ The World's Young Women's Christian Association, "An International Movement", Pamphlet, 1934.
- ⁶ レイ・ストレイチー『イギリス女性運動史：1792-1928』栗栖美知子・出淵敬子監訳、みすず書房、2008年；Martin Pugh, *Women and the Women's Movement in Britain 1914-1959*, Macmillan, 1992などには、YWCAは登場しない。
- ⁷ Catriona Beaumont, "Women's Organisations, Active Citizenship, and the Peace movement: New Perspectives on Female Activism in Britain, 1918-1939," *Women's History Review*, Vol.31, No.4, 2020, pp.700-701. Catriona Beaumont, "Fighting for the 'Privileges of Citizenship': the Young Women's Christian Association (YWCA), feminism and the women's movement, 1928-1945", *Women's History Review*, Vol. 23, No. 3, p.464.
- ⁸ Beaumont, "Fighting for the 'Privileges of Citizenship': the Young Women's Christian Association (YWCA), feminism and the women's movement, 1928-1945", p.467.

- ⁹ *Jus Suffragii: The International Woman Suffrage News*, Volume 15, No.14, January 1921, p.54. IWSA は、1926年に国際女性同盟（International Alliance of Women）に改名している。
- ¹⁰ 石月静恵『戦間期の女性運動』東方出版、1996年。
- ¹¹ ゆのまえ知子「女性史における矯風会とYWCA」、『婦人新報』1051号、1988年4月、p.15。
- ¹² 中本かほる「YWCAによる女子青年教育の研究-1920～30年代の東京YWCAの事業を中心に」、博士論文、東洋大学、2018年、p.162。
- ¹³ 武田清子「解説—日本YWCAの使命と特質」『女子青年界 解説・総目次・索引』不二出版、1994年、p.4。
- ¹⁴ 児玉勝子『婦人参政権運動小史』ドメス出版、1981年。石月静恵『戦間期の女性運動』でも同様である。
- ¹⁵ パーバラ・モロニー「市川房枝と婦人参政権運動」国武雅子訳、p.121（『国際的視野から見る近代日本の女性史』富田裕子・G.ダニエルズ編著、横山千晶監訳、慶應義塾大学法学会、2020年）。
- ¹⁶ 日本YWCA八〇年史編集委員会『水を風を光を - 日本YWCA80年 1905-1985』日本YWCA、pp.29-30。
- ¹⁷ Margaret Prang, *A Heart at Leisure from Itself: Caroline Macdonald of Japan*, UBC Press, 1995, p.100.
- ¹⁸ 脇田晴子、林玲子、永原和子編『日本女性史』吉川弘文館、1987年、p.199; 児玉勝子『婦人参政権運動小史』ドメス出版、1981年、p.20。
- ¹⁹ 脇田晴子、林玲子、永原和子編『日本女性史』、pp.200-201。
- ²⁰ Ibid., p.196.
- ²¹ フォーセット夫人「英國女権運動の歴史」『東京婦人強風雑誌』第58号、1893年、pp.5-9。
- ²² 日本YWCA八〇年史編集委員会『水を風を光を - 日本YWCA80年 1905-1985』、p.31。1925年に日本YWCAは、基督教女子青年会日本同盟（日本YWCA同盟）となるが、本稿では日本YWCAと記す。
- ²³ Ibid., p.44.
- ²⁴ 中本かほる「YWCAによる女子青年教育の研究-1920～30年代の東京YWCAの事業を中心に」、p.62。
- ²⁵ Miss Kawai, "What Japan needs", *Our Outlook*, April 1910, p.82. University of Warrick Library, Modern Records Center. Ref: MSS.243/8/4.
- ²⁶ 「軽井沢セミナー 講演原稿」津田塾大学津田梅子資料室（高橋裕子「津田梅子と『婦人参政権』-回顧録-伝記に省かれた事項とジェンダー規範/秩序」、『家族と教育』石川輝子、高橋裕子編著、明石書店、2011年、p.154）。
- ²⁷ 高橋裕子「津田梅子と『婦人参政権』-回顧録-伝記に省かれた事項とジェンダー規範/秩序」、p.159。
- ²⁸ Ibid., p.159。市川房枝、『市川房枝自伝 戦前編』、新宿書房、1974年、p.146。
- ²⁹ Ume Tsuda, "Japanese Women of the Present Day", *The Bryn Mawr Alumnae Quarterly*, April 1915.（『改訂版 津田梅子文書』津田塾大学、1984年、p.503）。
- ³⁰ 長谷川如是閑「倫敦?」岩波文庫、1996年、p.379。
- ³¹ 福永挽歌訳『婦人参政権運動（新知識叢書 第4編）』実業の世界社、1915年。この本の中には、これがMillicent Garrett Fawcett, *Women's Suffrage: A Short History of a Great Movement*, T.C. & E.C. Jack, 1912の訳本であると言及されていないが、章の構成、内容から福永による訳本の原著がフォーセットのものであると確認できる。
- ³² ガントレット恒子と彼女の女性参政権運動との馴れ初めについては、拙稿「ガントレット恒子と女性参政権運動：日本キリスト教婦人矯風会の国際的なネットワーク」『麗沢大学紀要』第103巻、2020年3月、pp.11-18を参照のこと。
- ³³ ガントレット恒『七十七年の想ひ出』、植村書店、p.117。

- ³⁴ 河井道『わたしのランターン』、恵泉女学園、1968、pp.236-237。
- ³⁵ 石月静恵『戦間期の女性運動』、p.194。
- ³⁶ Michi Kawai, “Two National General Secretaries-Miss Kawai, Japan”, *Woman's Outlook*, vol.13, no.8, Aug 1920, p.247. Ref. MSS.243/8/14.
- ³⁷ Ibid.
- ³⁸ “Looking from West to East”, *Jus Suffragii*, 1920, May-June, pp.121-122.
- ³⁹ 中本かほる「YWCAによる女子青年教育の研究-1920～30年代の東京YWCAの事業を中心に」、表2-2、pp.42-43より。
- ⁴⁰ Vera Mackie, *Feminism in Modern Japan*, Cambridge University Press, p.99-100.
- ⁴¹ Michi Kawai, “Two National General Secretaries-Miss Kawai, Japan”, *Woman's Outlook*, vol.13, no.8, Aug 1920, p.247. Ref. MSS.243/8/14.
- ⁴² 京都には1923年、名古屋には1933年に設立された。中本かほる「YWCAによる女子青年教育の研究-1920～30年代の東京YWCAの事業を中心に」、p.2。
- ⁴³ 磯村美保子「百年史に見る自己像-日本キリスト教婦人矯風会と日本キリスト教女子青年会」『金城学院大学論集、人文科学編』6(2)、2010年、p.105。
- ⁴⁴ 1914年5月27日、世界YWCA書簡資料 整理番号2-45。
- ⁴⁵ 岡崎應介「婦人と法律」『女子青年界』19巻2号、1922年2月、p.19。
- ⁴⁶ 小島は、立教中学校校長をしていた。『女子青年界』の記事にはドクター・オブ・フィロソフィーという肩書きがついているが、経歴を詐称していたようである。「伊藤俊太郎氏に聞く」『立教学院史研究』10号、2013年、pp.74-75。
- ⁴⁷ 小島茂雄「平和と婦人-某女史に答ふ」『女子青年界』19巻2号、1922年2月、p.10-16。
- ⁴⁸ パーバラ・モロニー「市川房枝と婦人参政権運動」、p.110。
- ⁴⁹ 吉野作造『普通選挙権論』万葉書房、1919年、pp.36-37。
- ⁵⁰ シュライネル『婦人問題早わかり：附・婦人と労働』高野重三抄訳、警醒社書店、1914年。
- ⁵¹ 高野重三「我國の婦人論と其運動」『女子青年界』20巻3号、1923年3月、p.11。
- ⁵² パーバラ・モロニー「市川房枝と婦人参政権運動」、pp.110-111。
- ⁵³ 宮川静枝「婦人参政権獲得期成同盟會に就いて」『婦人新報』34巻、1924年、2月10日、p.26。
- ⁵⁴ 市川房枝、『市川房枝自伝 戦前編』、新宿書房、1974年、p.150。
- ⁵⁵ パーバラ・モロニー「市川房枝と婦人参政権運動」、p.113。
- ⁵⁶ Ibid., p.111。
- ⁵⁷ 河井道子「権利と責任」『女子青年界』22巻2号、1925年2月、pp.4-5。
- ⁵⁸ 1926年3月には、著者は不明だが、「基督者として婦人問題を如何に見るか」『女子青年界』23巻3号、pp.30-33という記事もある。
- ⁵⁹ 久布白落実「あづけられし社會に何を以てつくすか」『女子青年界』、23巻8号、1926年8月、pp.12-15。
- ⁶⁰ 遊佐敏彦「社會分化と婦人文化の創造」『女子青年界』23巻8号、1926年8月、p.19。
- ⁶¹ 青木節一「國際平和に對する婦人の使命」『女子青年界』23巻8号、1926年8月、pp.20-22。青木は、1925年よりジュネーブ國際連盟事務局で勤務していた。
- ⁶² Taeko Shibata, *Japanese Women and the Transnational Feminist Movement before World War II*, Temple University Press, 2014, [Kindle ver. 29%]. Shibataによると、婦人平和協會のメンバーになった多くの女性は、成瀬仁藏の教え子であったり、新渡戸稲造とその妻メアリーが主催していた國際問題に関する勉強会に所属しており、社会改良を求める基督教徒のネットワークを基盤に組織が成立していた。*Japanese Women and the Transnational Feminist Movement before World War II*, [Kindle ver. 33%].
- ⁶³ 市川房枝、『市川房枝自伝 戦前編』、新宿書房、1974年、p.156、p.165。田川大吉郎は、「近事解説」というタイトルで国内外の出来事を紹介する記事を1920年代後半に頻繁に『女子青年界』に寄せている。
- ⁶⁴ 「専門学校部夏期修養会協議会報告」『女子青年界』26巻9号、1929年9月、pp.534-535。

日本基督教女子青年会（日本 YWCA）と女性参政権運動：1920 年代に注目して 佐藤 繭香

7 月 12 日から 1 週間にわたって富士岡荘で行われた。女子の専門学校生 80 名が参加、市川の話聞いたのは約 20 名ほどであったという。市川房枝『市川房枝自伝 戦前編』、p.210。

⁶⁵ 日本 YWCA100 年史編集委員会編『日本 YWCA100 年史 - 女性の自立をもとめて 1905-2005』、p.24-25。

⁶⁶ 正田淑子「婦人解放と職業問題」『女子青年界』24 巻 2 号、1927 年 2 月、p.19-23。

⁶⁷ 永井亨『婦人問題研究』岩波書店、1925 年。のちに専修大学教授となる。

⁶⁸ 永井亨「第 6 回 労働問題と婦人問題」『女子青年界』26 巻 5 号、1929 年 5 月、pp.10-13。

⁶⁹ 細井和喜蔵『女工哀史』改造社、1925 年。

⁷⁰ 「有閑婦人は何をなすべきか」『女子青年界』24 巻 6 号、1927 年 6 月、pp.34-35。

⁷¹ バーバラ・モロニー「市川房枝と婦人参政権運動」、pp.120-121。

⁷² 日本 YWCA100 年史編集委員会編『日本 YWCA100 年史』、日本キリスト教女子青年会、p.74。

